

# スタンダード市場への市場区分の変更について (上場会社向け説明資料)



株式会社東京証券取引所 上場推進部

2025年1月

# はじめに

- 当取引所は、2025年3月1日から上場維持基準の経過措置を順次終了し、以後到来する基準日から本来の上場維持基準を適用することとしています。
- 本資料は、経過措置の終了を機に、**スタンダード市場への市場区分の変更を検討されるプライム市場・グロース市場の上場会社の皆様を対象**として、手続きの流れや審査基準の概要についてご案内するものです。
- なお、市場区分の変更審査を受ける場合には、原則、**申請の6か月前まで**を目途に以下の**相談窓口までご一報**いただくようお願いしています。（P7参照）
- 相談窓口では、本資料の詳細についてのご説明のほか、**個別のご相談も随時受け付けております**ので、ぜひご活用ください。

## 【相談窓口】

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/ipo-benefits/01.html>

株式会社東京証券取引所 上場推進部

ipo@jpx.co.jp

# INDEX

## 1. 市場区分の変更手続きの流れ

---

## 2. 審査基準

---

## 3. よくあるご質問

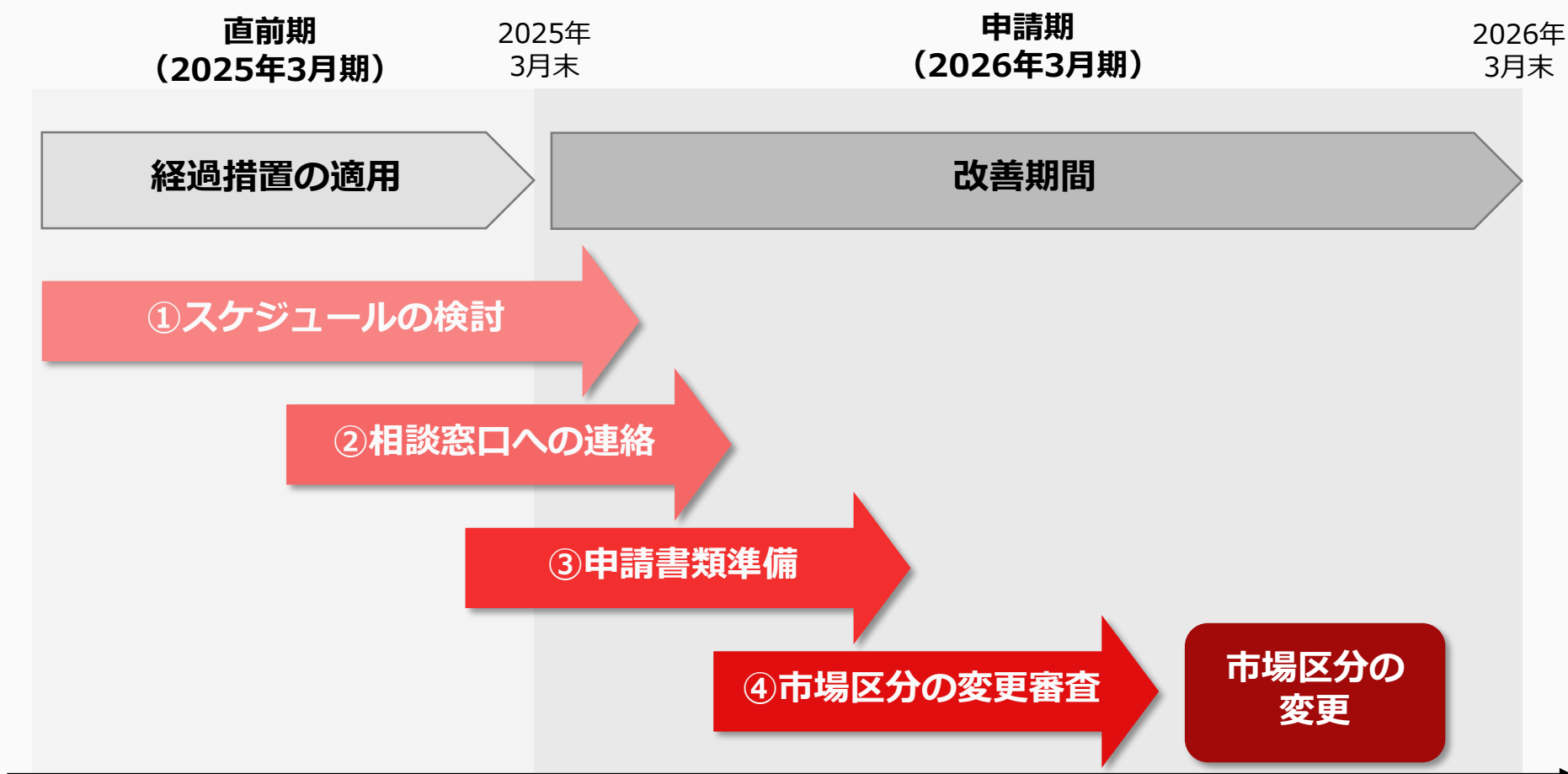
---

# 1. 市場区分の変更手続きの流れ

# 市場区分の変更手続きの一連の流れ

- スタンダード市場への市場区分の変更を行うにあたっては、当取引所が行う「市場区分の変更審査」を受け、審査基準に適合する必要があります。

【モデルスケジュール（3月期決算の場合）】



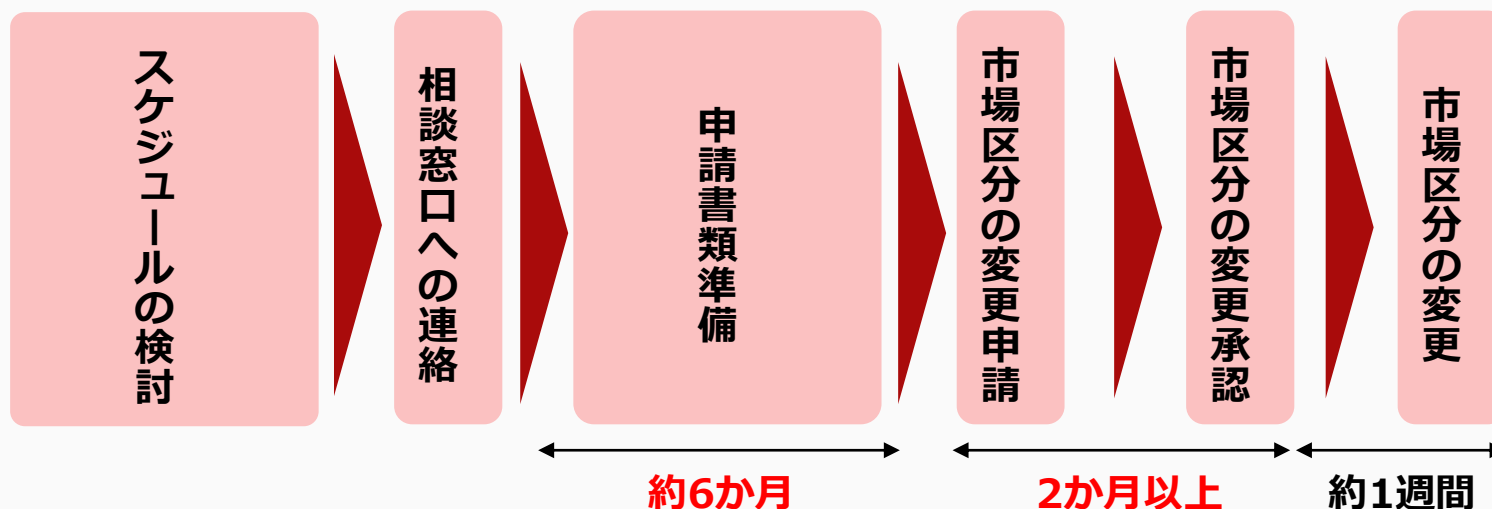
# ① スケジュールの検討

- まずは、上場維持基準に係る改善期間がいつまでかをご確認いただき、市場区分の変更審査に向けたスケジュール（いつから具体的な準備を始めるか、いつ審査を受けるか）をご検討ください。
- 遅くとも改善期間の末日までには、当取引所に市場区分の変更審査のご申請を行っていただきますよう、お願いいたします。
- ※ 実際の審査期間としては申請から約2か月以上が必要ですが、改善期間の末日までに申請を行っていただければ、改善期間が終了したとしても、監理銘柄（審査中）に指定のうえ、審査を継続します。
- 原則、ご申請の6か月前までを目途に、当取引所の相談窓口までご一報いただきますよう、お願いいたします。（次ページをご参照ください）

## ②相談窓口への連絡

- 市場区分の変更審査を受ける予定である場合には、原則、**申請の6か月前まで**を目途に**相談窓口（当取引所 上場推進部 ipo@jpx.co.jp）までご一報**いただくようお願いいたします。
- 市場区分の変更審査は、上場会社としての実績を勘案して実施することとしており、主な確認対象を**一部の審査基準に限った効率的な審査**とできる場合があります（P20参照）。
- 相談窓口において、効率的な審査とすることが可能かどうかの確認を行いますので、ぜひ早めにご一報ください。（2週間後を目途にご回答いたします。）

### <一連の流れと対応期間の目安>



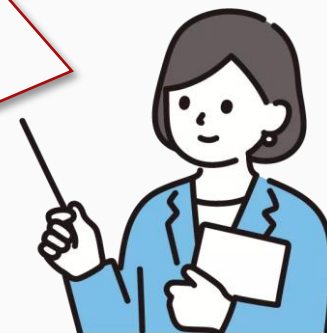


スタンダード市場への市場区分の変更申請を行うか未定ですが、効率的な審査が可能かどうか照会することは可能ですか。

## 可能です。

照会時点での貴社の開示実績等から想定される審査内容について確認し回答いたします。

また、制度や手続きに関する個別相談も可能ですので、上場推進部にお気軽にお問合せください。





- 市場区分の変更申請を行うには、各種提出書類の準備が必要です。
- 提出書類一覧は当取引所HPにて掲載しています。

掲載場所：トップページ > 株式・ETF・REIT等 > 当取引所への上場 > 提出書類フォーマット > 提出書類一覧  
<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/documents/index.html>

- 最も作業負担が大きい提出書類は「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」となります。

※Ⅱの部は、申請会社の企業グループの概況、事業内容、内部管理の状況等について、審査担当者が網羅的に把握するためにご作成いただく書類です。

- 効率的な審査が可能な場合、提出書類の一部も不要となり、Ⅱの部（添付書類含む）についても、記載の一部省略が可能（詳細はP10、11参照）です。

※詳細は、効率的な審査とすることが可能かどうか相談窓口からご回答を差し上げる際に、ご案内いたします。

### ③申請書類の準備（Ⅱの部の一部省略について）

- 効率的な審査が可能な場合は、Ⅱの部は赤色の網掛けの項目のみご作成ください。

#### （Ⅱの部記載項目）

項目	記載	項目	記載
I. 申請理由について	必須	VI. 経理・財務の状況について	省略可
II. 企業グループの概況について	必須	VII. 予算統制等について	省略可
III. 事業の概況について	必須	VIII. 過年度の業績等について	必須
IV. 経営管理体制等について	※	IX. 今後の見通しについて	必須
V. 株式等の状況について	省略可	X. その他について	省略可

※直近の適時開示実績によっては、一部項目の記載が求められます。

- 当取引所HPにおいて、効率的な審査が可能な場合における「Ⅱの部記載要領」を掲載しておりますので、作成にあたっては、そちらを適宜ご確認ください。

【参考】スタンダード市場への市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領

掲載場所：トップページ > 株式・ETF・REIT等 > 当取引所への上場 > 提出書類フォーマット > 市場区分の変更

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/documents/05.html>

### ③申請書類の準備（Ⅱの部の添付書類について）

- 効率的な審査の場合は、以下のとおり Ⅱの部の添付書類も一部省略が可能となります。

#### （Ⅱの部添付書類）

項目	提出	項目	提出
(1) 影響度20%以上の連結子会社の計算書類	必須	(11)年度予算計画書、中期経営計画書及び計画策定に際して使用した一連の社内資料の写し	必須
(2)（訂正がある場合）有報の訂正届出書等	必須		
(3)有価証券報告書に記載の連結財務諸表の写し	必須	(12)経営上の重要な契約の写し	必須
(4)最近5年間の連結財務諸表及び財務諸表	必須	(13)カタログ、パンフレット、会社案内等	必須
(5)取締役会議事録の写し	省略可	(14)最近5年間の監査報告書、四半期レビュー報告書	必須
(6)監査役会議事録の写し	省略可	(15)コーポレート・ガバナンス報告書のドラフト	必須
(7)監査役監査に係る資料の写し	省略可	(16)覗き見対応の社内規程・マニュアル等	※
(8)内部監査に係る資料の写し	省略可	(17)事務フロー	省略可
(9)法人税申告書及び添付の勘定科目内訳明細書の写し	必須	(18)最近3回分の重要な会議体の議事録（経営会議等）	省略可
(10)月次業績管理資料の写し	必須	(19)最近1年間の内部統制報告書の写し	必須

※直近の適時開示実績によっては、一部書類の提出が求められます。



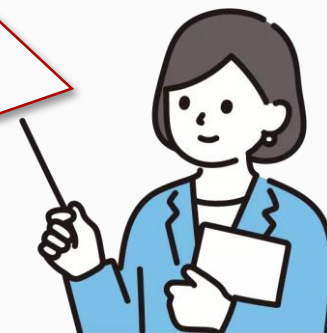
スタンダード市場への市場区分の変更にあたっては、主幹事証券会社による上場適格性調査（※）を受けることが必要なのでしょうか。

※ 新規上場の際に当取引所の審査に先立って行われる主幹事証券による審査

## 任意です。

スタンダード市場への市場区分の変更については、上場会社単独での準備・申請が可能です。

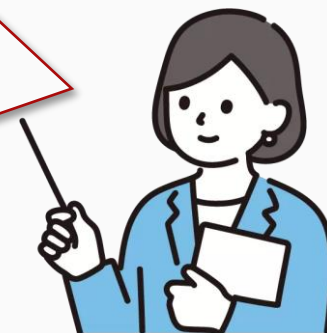
また、上場適格性調査を受けないことが変更審査において不利に働くことはありません。





Ⅱの部作成やその他提出書類等の準備を依頼できる機関はあるのでしょうか。

市場変更を準備している会社の中には、証券印刷会社やIPOコンサル等を活用しているケースがあります。



## ④市場区分の変更審査

- 上場推進部にエントリーシートをご提出いただくことで変更審査が開始します。  
※ エントリーシートのフォームは「②相談窓口の連絡」時にご提供いたします。

### <変更審査のプロセス>

	概要
1. エントリー	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>申請日の2週間前</b>に上場推進部(ipo@jpx.co.jp)にエントリーシートをご提出ください。</li></ul>
2. 事前確認	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>申請日の約1週間前</b>に、審査担当者との間で審査スケジュールの確認等を行います。</li><li>● 審査担当者より、提出書類を登録するウェブサイトを案内します。</li></ul>
3. 市場区分の変更申請	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>申請日当日</b>、審査担当者より提出書類の確認や審査手続きを案内します。</li><li>● 申請会社からは、事業概要等についてご説明いただき、簡単な質疑応答を行います。</li></ul>
4. ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"><li>● 審査担当者から送付の質問事項に基づき、期日までに回答書を作成しご提出ください。後日、回答書に基づくヒアリングを実施します。このプロセスを<b>通常2回実施</b>します。</li><li>● 事業所や工場への実査や役員面談は通常実施しません。</li></ul>
5. 市場区分の変更承認	<ul style="list-style-type: none"><li>● 承認後に公募等を実施しない場合は、<b>変更日の1週間前に公表</b>します。</li></ul>
6. 市場区分の変更	<ul style="list-style-type: none"><li>● 申請会社のご希望に応じて上場セレモニーを実施することが可能です。</li></ul>

※ヒアリング等はオンライン実施も可能ですので、審査担当者にご相談ください。

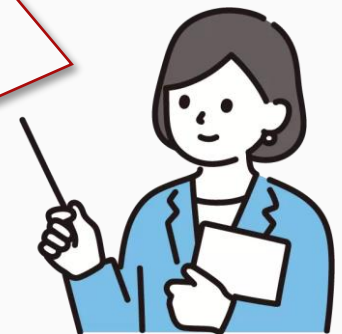


申請後に、上場維持基準の充足が確認できた場合、市場区分の変更を取りやめることはできますか。

**可能です。**

審査を進めた上で、**市場区分の変更の承認を受けずに上場維持基準の充足状況を見極めることも可能**です。

充足が確認された場合、申請を取り下げて現市場区分の上場を継続することができます。したがって、**余裕をもったスケジュールで申請を行うこと**をお勧めします。



## 2. 審査基準



- 市場区分の変更審査の基準は「形式基準」、「実質基準」の2つから構成されています。

市場区分の変更審査  
の基準

## 形式基準

主に**定量的**な側面を  
形式的に確認

## 実質基準

主に**定性的**な側面を確認  
**当取引所審査の中心**

# 審査基準：スタンダード市場の形式基準（抜粋）

- 市場区分の変更には下表の**形式基準を全て満たす必要**があり、その算定方法等は**上場維持基準と一部異なります**。
- 上場維持基準にはない「**利益の額**」の基準がありますので、ご注意ください。

項目	基準	算出方法等
株主数	400人以上	● <b>直前の基準日等</b> に1単位以上所有する株主数
流通株式数	2,000単位以上	● <b>直前の基準日等</b> の発行済株式総数から流通性の乏しい株券等の数を合算した数を減じた数
流通株式時価総額	10億円以上	● （公募・売出しを実施しない場合）「流通株式数」に「 <b>上場承認日の2営業日前の日以前1か月間における最低価格</b> 」を乗じて算出
流通株式比率	25%以上	● 流通株式数を発行済株式総数で除して算出
利益の額	<b>最近1年間の利益の額 1億円以上</b>	● 「最近」の起算は基準事業年度の末日からさかのぼる ● 「利益の額」は原則として経常利益ベース
純資産の額	正	● 半期報告書を提出している会社については、直前中間会計期間の末日における純資産の額

※形式基準の詳細は新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）の「Ⅱ 形式要件」をご参照ください。

掲載場所：トップページ > 株式・ETF・REIT等 > 当取引所への上場 > 新規上場 > 新規上場ガイドブック > スタンダード市場

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/01.html>

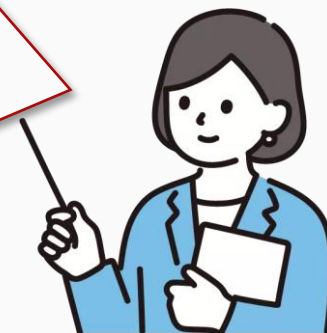


直前の基準日時点で株主数や流通株式時価総額等が充足していませんが、ファイナンスの実施により基準を満たすことは可能でしょうか。

## 可能です。

市場区分の変更前に実施する公募又は売出し、もしくは数量制限付分売による株主数等の増加を勘案して判定します。

ファイナンスの実施には証券会社のサポートが必要ですので、検討する場合には早めに証券会社にご相談ください。



- 実質基準は以下の5つの項目から構成されますが、上場会社としての実績を踏まえて効率的な審査が可能な場合には、**「①企業の継続性及び収益性」を中心に審査し、②～⑤は適合しているものとして扱います。**

## (スタンダード市場の実質基準)

	基準の内容
①企業の継続性及び収益性	継続的に事業を営み、かつ、安定的な事業基盤を有していること。
②企業経営の健全性	事業を公正かつ忠実に遂行していること。
③企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。
④企業内容等の開示の適正性	企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。
⑤その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	-

※実質基準の詳細については新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）の「Ⅲ 上場審査の内容」をご参照ください。  
※効率的な審査においても、必要に応じて②～⑤の内容についてヒアリングや回答を求める場合があります。

## <主な審査のポイント①>

経営活動が安定かつ継続的に  
遂行することができる状況にあると認められること

- この基準においては、申請会社の企業グループの経営活動（仕入、生産、販売等）が、市場区分の変更後も安定的に行われるかどうかを**実態面**から確認します。

### <例：製造業における確認ポイント>

- 仕入：仕入品目ごとに必要とする質・量を必要な時期に安定的に確保することができるかどうか等を確認します。
- 生産：継続的な販売活動に支障を来さないような量を、販売先の信頼を損なわないような質をもって生産できる体制となっているかどうか等を確認します。
- 販売：主要な販売先との関係が良好であるかどうか、主要な販売先に経営不振の会社がないかどうか等を確認します。

## <主な審査のポイント②>

今後において安定的に利益を計上できる見込みのあること

- この基準においては、申請会社の本業における収益性を確認するという考えから、確認対象とする「利益」は原則として経常利益とします。
- 「今後」（上場後一定の期間）とは、申請事業年度を含む2期間を想定していますが、それ以降に企業グループの業績に多大な影響を与え得る事象（例えば、法規制の改正予定や大規模な設備投資計画等）が想定される場合には、当該事象も踏まえて判断します。
- 実際の審査では、申請会社の企業グループにおける業績が安定的又は増益基調で推移している場合、事業計画が適切に策定されているかどうかの観点を中心に審査を行います。

- 足元の業績動向によっては、事業見通しについてのより詳細な確認や業績進捗実績の見極めを行います。減益基調又は利益の額が小さい場合は、余裕を持ったスケジュールで相談・申請することをご検討ください。

## (新規上場ガイドブック抜粋)

申請会社の企業グループにおける業績が減益基調で推移している場合や、申請会社の企業グループにおける利益の額が小さい場合は、上場後の継続的な利益計上の根拠を確認します。具体的には、例えば企業グループの損益分岐点の所在や当該分岐点を上回ることができる根拠、企業グループ全体の費用を上回る利益を継続的に計上しているセグメントの安定性などを確認します。

なお、減益基調であって、かつ利益の額が小さい場合には、上場後に経常赤字を計上する可能性が相対的に高いと考えられるため、上場後の継続的な利益計上の根拠をより精緻に確認していくこととなります。この確認が困難な場合、申請期の業績進捗実績等により業績の底打ちを確認することが必要となる場合もあります。

※その他の詳細は新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）の「Ⅲ 上場審査の内容」をご参照ください。

# 参考：効率的な審査が適用されない場合

- 過去5年間に実効性の確保に係る措置（特別注意銘柄への指定等）を受けている場合や、グロース市場上場から3年以内の場合等については、効率的な審査が適用されず、審査期間は3か月以上となります。

	重点的に確認する実質基準	Ⅱの部
過去5年に実効性の確保に係る措置、その他上場管理上の措置を受けている会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業の継続性及び収益性</li> <li>■ 企業経営の健全性</li> <li>■ 企業のCG及び内部管理体制の有効性</li> <li>■ 企業内容の開示の適正性</li> <li>■ その他公益又は投資者保護</li> </ul>	省略不可
過去5年に開示に関する注意を受けた会社のうち、審査において確認が必要と考えられる会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業の継続性及び収益性</li> <li>■ 企業内容の開示の適正性</li> </ul>	省略可 ※収益性・開示体制の記載が必要
上記以外の会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業の継続性及び収益性</li> </ul>	省略可 ※収益性のみ記載
(グロース市場上場から3年以内の会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業の継続性及び収益性</li> <li>■ 企業のCG及び内部管理体制の有効性</li> </ul> ※上場後の変更点を中心に審査	省略不可



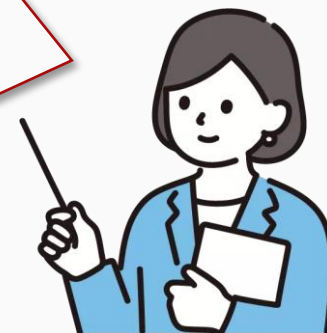
# 3. よくあるご質問



スタンダード市場への市場区分の変更申請を行う際に、開示済みの「上場維持基準の適合に向けた計画」に関して何らかの対応を行う必要はありますか。

市場区分の変更承認日に、「（プライム市場またはグロース市場の）上場維持基準の適合に向けた計画」を取り下げる旨の開示を行っていただきますようお願いいたします。（内容調整のため、事前に当取引所の開示担当者に開示文書のドラフトをご送付ください。）

なお、当該開示においては、市場区分の変更理由や、「上場維持基準の適合に向けた計画」において記載していた各種取組みに係る今後の対応方針についても記載いただくことが考えられます。





グロース市場からスタンダード市場への市場区分の変更を行うにあたり、コーポレートガバナンス・コードの全原則適用に向けた対応はどのように進めれば良いのでしょうか。

スタンダード市場の上場会社には、**コーポレートガバナンス・コードの全原則が適用**されます。

全原則適用に伴う実務対応については、「コーポレートガバナンス・コードの全原則適用に係る対応について」にてご案内を行っておりますので、ぜひご確認ください。



※詳細は上場会社向けナビゲーションシステムをご参照ください。

掲載場所：コーポレート・ガバナンス > コーポレートガバナンス・コード > コーポレートガバナンス・コードの全原則適用に係る対応について (<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8283.html>)



グロース市場からスタンダード市場への市場区分の変更を行うにあたり、「資本コストや株価を意識した経営の実現」に向けた対応を行う必要はありますか。

当取引所は2023年3月31日に、**プライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象**として、**「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」**について要請を行っております。グロース市場から市場区分の変更を行った場合にも、投資者の期待を踏まえ、積極的な対応をご検討ください。



※詳細は日本取引所グループHPをご参照ください。

掲載場所：トップページ > 株式・ETF・REIT等 > 市場区分の見直しに関するフォローアップ > 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応（プライム・スタンダード市場）（<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/02.html>）

## ■ 2025年3月1日以後に到来する上場維持基準に関する基準日から、本来の上場維持基準を適用

- 上場維持基準に適合していない場合は、原則として1年間（売買高基準は6か月間）の改善期間入り
- 改善期間内に基準に適合しなかったときは、監理銘柄・整理銘柄指定期間（原則として6か月間）を経て上場廃止
- ✓ ただし、本改正規則の施行日の前日（2023年3月31日）において、2026年3月1日以後最初に到来する基準日を超える時期を終了期限とする計画を開示している会社については、改善期間の終了後に監理銘柄に指定し、当該終了期限における適合状況を確認するまでの間、その指定を継続

### < 3月末決算会社の日程例 >

